

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

介護保険法等の一部改正の施行（平成18年4月分）
に係る相談窓口の設置について

計1枚（本送信票除く）

vol. 86

平成18年3月31日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。〕

事 務 連 絡

平成18年3月31日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局総務課

介護保険法等の一部改正の施行（平成18年4月分）に係る
相談窓口の設置について

介護保険制度の運営につきましては、日頃よりご協力を頂き、心より感謝申し上げます。

さて、本年4月1日の改正介護保険法の円滑な施行に向け、厚生労働省においても、自治体の取組を支援する観点から、両日における自治体からの相談を一元的に受け付ける窓口を以下の通り設置することとしましたので、御了知いただくとともに、貴都道府県内市町村（政令市、中核市も含む。）にお知らせいただきますよう宜しくお願いいたします。

（相談窓口）

Tel（直通） 03-3595-2184

受付時間； 4月1日（土）、2日（日）

9：00～12：30

13：30～17：00

（照会先）

厚生労働省老健局総務課

電話：03-5253-1111（内線）3909